

## 新潟産業大学公的研究費にかかる不正行為に関する規程

制定 平成 28 年 3 月 9 日

(目的)

第1条 この規程は、新潟産業大学（以下「本学」という。）に於いて公的研究費を受けて研究に携わる者（以下「研究者」という。）の研究活動及び、研究費の使用に関して、不正行為が行われ又はその恐れがある場合に、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の意義は、次の各号をいう。

公的研究費とは、文部科学省及び他府省が管轄する競争的資金に基づく研究費等をいう。

- 2 不正使用とは、研究費配分した機関が定める規程や、本学が定める規程等に違反する経費使用をいう。
- 3 この規程に於いて、次に掲げる行為を不正行為という。ただし、故意による活動でないことが、根拠を持って示すことが可能な場合は、不正行為に当たらない。
  1. 捏造を行った場合（存在しないデータ、研究成果等を作成すること）
  2. 改ざんを行った場合（研究資料・機器・研究過程を不正に変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること）
  3. 盗用を行った場合（他の研究者のアイデア・分析・解析方法・データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること）
  4. 前2項に定義する不正使用を行った場合
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者、及びコンプライアンス推進責任者とは、「新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程」に定める者をいう。

(通報の受付)

第3条 公的研究費の不正行為に対する通報を受け付ける窓口を設置する。

- 2 通報窓口は、コンプライアンス推進責任者とする。
- 3 通報窓口は、通報事実を把握し、申し立て内容を速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 5 通報は書面、電話、FAX、電子メール、面談等、いずれの方法も受け付ける。
- 6 原則として、通報は頭名により行われ、不正行為を行った研究者・グループ等

の事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理性のある理由が示されたもののみ受け付ける。

- 7 匿名による通報があった場合、その内容に応じて顕名による通報に準じた取扱いを行う。
- 8 書面による通報など、受付が成されたか否か通報者が知り得ない方法で通報がなされた場合、通報を受け付けたことを、通報者に通知する。但し、匿名の通報者を除く。調査結果が判明する前に通報者の顕名が明らかになった場合、顕名による通報者として取り扱う。
- 9 通報の意志を明示しない相談については、内容に応じ通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に告発の意志があるか否かを確認するとともに、調査委員会の判断で、調査を開始することが出来る。
- 10 不正行為が行われようとしている、また、不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、被通報者に警告を行うものとする。  
但し、被通報者が本学所属でない場合は、被通報者の所属する機関に事案を回付する。
- 11 本学が被通報者の所属する研究機関ではないが、警告を行った場合は、被通報者の所属する研究機関へ、警告の内容等を通知する。
- 12 調査事案が漏えいした場合は、通報者・被通報者の了解を得て、調査中に関わらず、調査事案を公に説明するものとする。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。
- 13 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上の掲載等により不正行為の疑いが指摘された場合、事案内容の明示や科学的な合理性が示された場合に限り、通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 14 被通報者が、本学をはじめ複数の機関に所属する場合は、主に研究活動を行った機関を中心に合同調査を行う。また、本学とは異なる機関で行った研究活動についても、合同調査を行う。

#### (通報者の保護)

第4条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報等

をしたことを理由に当該通報者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (被通報者の保護)

第5条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (調査委員会)

第6条 通報事項を調査するために、調査委員会を置く。

2 調査委員会は、次に定める委員をもって構成し、統括管理責任者を委員長とする。

1.統括管理責任者

2.最高管理責任者が指名する教職員 若干名

3.本学に属さず、通報者、及び被通報者と直接利害関係のない、弁護士または、公認会計士等 若干名

3 調査委員会は、対象となる事案に関して、研究の不正行為の疑義に関する予備調査及び本調査を行う。

4 調査委員会は、調査終了後、速やかに結果を最高管理責任者に報告をしなければならない。

5 調査委員会が設置されたときは、調査委員の氏名や所属を通報者及び通報者に示すものとする。

#### (予備調査)

第7条 調査委員会は、申立内容の合理性、調査の可能性について予備調査を実施する。

2 調査委員会は、告発等の通報の受付から30日以内に、本調査の要否を判断し、関係機関に報告をする。

3 最高管理責任者は、前項の結果を通報者及び被通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合、公的研究費の配分機関に対して、その旨を通知するとともに、被通報者に対して調査対象となる公的研究費の使用停止を行うことが出来るものとする。

(本調査)

第8条 本調査に於いて、本調査が開始されるまでの期間の目安として30日と定め、150日以内に不正の有無及び不正内容、関与したもの、関与の程度、不正使用額等を調査し認定する。認定された場合は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法について、配分機関及び文部科学省に報告し、協議するとともに、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる等の、配分機関の調査に協力しなければならない。

- 2 不正行為が行われたと認定されなかった場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定も行う。また、この認定に当たっては、通報者に弁明の機会を与えることとする。
- 3 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行われる。加えて調査委員会の判断で、調査に関連した被通報者の他の研究活動も含まれ、被通報者の弁明の聴取が行われるものとする。
- 4 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意志によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を求める場合は、調査委員会の指導・監督の下、それに要する期間及び機会、機器の使用等を保障する。
- 5 本調査にあたって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査機関の要請に応じ、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料を保全する措置を取る。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動は制限しないものとする。
- 6 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の一部が確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告をする。
- 7 調査委員会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに、調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該配分機関に報告する。
- 8 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に報告をする。
- 9 調査委員会は、通報者、被通報者及び関係者等に対し、調査結果を通知しなければならない。被告発者が本学以外の所属である場合は、その所属機関へも通知をする。
- 10 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術

上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(異議申立て及び再調査)

第9条 通報者及び被通報者は、前条で通知のあった日から、14日以内に異議の申立てをすることが出来る。但し、同一の理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の異議申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む）は、1項の例により、異議申立てをすることができる。
- 3 異議申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成等、公平性に関するものである場合は、委員を変更することが出来る。
- 4 調査委員会は、異議申立ての趣旨及び理由等を勘案し、異議申立てを受けてから、60日以内に当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告をとともに、異議申立者に対し、再調査結果を通知する。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、公的研究費の配分機関に通知するとともに、文部科学省にも報告をする。

(調査結果後の措置と公表)

第10条 最高管理責任者は、次号に定める措置を取ることが出来る。

2 不正行為が認められた場合

不正行為が認定されたときは、速やかに調査結果を公表する。

不正行為が認められた被通報者に対し、直ちに当該研究費の使用を中止させることとし、最高管理責任者は、本学就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。

また、次に掲げる内容を公表する。

1. 不正に関与した者の氏名・所属
  2. 不正が行われた研究課題
  3. 不正内容・公的研究費の額及び使途
  4. 本学としての結論
  5. 調査の方法・手順
  6. その他、学長が必要と認めた事項
- 3 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、被認定者に対し、就業規則に基づく適切な処置をするとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

#### 4 不正行為が認められなかった場合

不正行為が認定されなかったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査結果が外部に漏れいていた場合は及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

第8条で停止した、公的研究費の使用停止を解除し、被通報者に対して、不利益が生じないよう十分に配慮しなければならない。

#### 5 通報者の悪意による通報と認められた場合

1. 悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるためまたは被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えることまたは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。
2. 通報者が、本学所属の場合は、氏名・所属を公表し、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。通報者が、本学以外の機関に所属をしている場合は、その氏名・所属を、通報者の所属機関に通知をする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる

#### (守秘義務)

第11条 調査委員は、この規定に基づく調査により、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

#### (規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

#### 附則

この規程は、平成28年3月9日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。